

武蔵野市技能労務職の給与等の見直しに向けた取組方針

1 現状

地方公共団体の技能労務職員等の給与については、同種の民間事業の従業者に比べ高額となっているのではないかと厳しい批判があります。総務省は平成19年7月、地方公共団体の技能労務職員等の給与等について総合的な点検を実施し、給与の公表についても、給与月額、年収ベースでの民間従業員との比較を用いて住民にわかりやすく公表することとするなど、改めて技能労務職員の給与体系の適正化を強く要請しています。

本市においても、技能労務職員の給与水準については、国、都、民間同職種と比べてきわめて高い水準にあり、大幅な見直しが必要との認識から、平成13年度には技能労務職員の給料表の別表化(行政職給料表(2))を実施しました。しかし民間や国の同職種従業者と比べても依然高い給与水準となっていることから、見直しを行っています。

(資料) 技能労務職の平均給与月額等の状況(平成19年4月1日現在)

<職種別状況>

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額(A)	平均給与月額(国ベース)	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額(B)	
武蔵野市	50.9 歳	121 人	410,600 円	519,045 円	488,981 円	—	—	—	—
うち清掃職員	49.7 歳	48 人	406,500 円	519,485 円	485,900 円	廃棄物処理業従事員	43.3 歳	299,800 円	1.73
うち学校給食員	51.6 歳	35 人	414,600 円	516,723 円	495,100 円	調理士	37.7 歳	302,500 円	1.71
東京都	47.0 歳	— 人	330,732 円	429,065 円	— 円	—	—	—	—
国	48.8 歳	5,193 人	287,094 円	— 円	320,514 円	—	—	—	—

区分	参考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	武蔵野市(C)	民間(D)	C/D
清掃職員	8,405,820 円	4,192,600 円	2.00
学校給食員	8,429,976 円	4,167,200 円	2.02

<年齢別状況>

年齢	職員数	平均給与月額(A)
32～35歳	3	382,731 円
36～39歳	11	421,953 円
40～43歳	18	457,735 円
44～47歳	10	517,861 円
48～51歳	8	541,017 円
52～55歳	25	546,134 円
56～59歳	45	556,000 円
60～63歳	1	— 円

(注)1 「平均給料月額」とは、平成19年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。

3 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータ(平成16～18年の3カ年平均)を使用しており、比較にあたり年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。また年収ベースのデータは試算値です。

4 2人以下の職種、年齢についてのデータは省略しています。

<その他給与に関する事項>

給料表については、技能労務職員には行政職給料表(2)が適用されます(それ以外の職員は行政職給料表(1))。行政職給料表(2)は3級制で、職務に応じて格付けされ、通常1年を良好な成績で勤務した場合は同一級内の直近上位の級にかわり(昇給)。なお、勤務成績が特に良好である場合は昇給期間が短縮されることもあります(特別昇給)。

手当の支給状況等については、技能労務職以外の職員と同様です。(市報平成19年12月15日号「市職員の給与および人事などについて」、市ホームページ「職員数・職員給与」をご参照ください)

2 基本的な考え方

本市の給与制度のあり方については、以下のような視点で見直し、点検を行っています。

- ① 市民の理解を得られる(市民感覚にかなった)給与制度を目指す。
- ② 年功的な給与構造を改め、職務・職責に応じた給与体系の徹底を図る。
- ③ 社会経済情勢に応じた給与体系の見直しを行う。
- ④ 民間企業、国、東京都、他市など他団体との均衡も踏まえた見直しを行う。

3 具体的な取り組み内容

(1) 給料表について

平成20年度から、行政職給料表(2)を東京都なみの水準に改めます。

(2) 手当について

- ① 特殊勤務手当については、他自治体の状況や市民感覚等に鑑み、全廃を前提に検討した結果、平成19年1月に清掃業務手当、変則勤務手当等ほとんどの手当を廃止しました。
- ② 住居手当については、手当の趣旨に沿って支給対象を見直し、平成20年1月より非世帯主への支給を廃止しました(経過措置有)。
- ③ 期末勤勉手当の職務加算(一定の在職年数を満たした主事への加算等)は、職務・職責に応じた給与体系の徹底を図るため、平成20年度より廃止します。

(3) 昇格・昇給について

- ① 特別昇格制度の廃止(平成20年度～)、昇格時特別昇給の廃止、昇任時特別昇給の改正(平成20年1月～)。これは、職務・職責に応じた給与体系へ適正化を図るために実施したものです。
- ② 平成17年度より57歳昇給停止を実施しています。これは、民間に比べて年功的要素の強い賃金体系を見直し、高齢層職員に対する給与の適正化を図るためです。

今後も、国や民間との比較、東京都、他自治体の状況を見極めながら、給料水準の適正化を図り、より職務・職責に応じた給与体系へ見直しを図ってまいります。

4 その他

技能労務職員については、平成19年4月1日現在平均年齢50.9月と、一般行政職の平均年齢42.3月と比較して高齢化しており、今後数年間でかなりの職員が定年退職を迎えます。平成9年度以降、技能労務職員については退職者を正規職員で補充しておらず、嘱託職員化やアウトソーシングを進めています。

平成19年11月「事務事業・補助金見直し委員会」の報告では、アウトソーシング(外部化)を検討すべきものとして、技能労務職員が多く在職するごみ収集業務、給食、保育園運営等が挙げられております。その報告を受けて、平成20年2月に「行財政改革推進本部」が設置されました。今後はその結果を踏まえ、業務の見直しや技能労務職のあり方についての方針を確立してまいります。

平成20年3月31日